

商業魅力向上事業（ハード事業）Q&A

Q：事前調査で意思表示をしていませんが、申請は可能ですか？

A：申請は可能です。申請が決まり次第、ご連絡いただきますようお願いします。

Q：申請してから補助金の交付が決定するまで、期間はどれくらいかかるのですか？

A：申請の受付を締め切り後、交付が決定するまで有識者会議や内部手続きを経て、約2ヶ月かかります。

Q：申請後、事業の実施はいつから開始できますか？

A：申請を行った事業は、補助金の交付決定日以降から実施が可能です。
交付決定日前の事業は原則補助対象外となります。
なお、事業実施にあたっては、あらかじめ関係官公庁との協議を行ってください。

Q：申請書など様式はどこに掲載していますか？

A：申請書など各様式は大阪市ホームページに掲載しております。
(掲載場所) 大阪市ホームページトップ検索欄で「商店街支援メニュー」と検索、
「商店街支援メニュー」→「商業魅力向上事業」→「必要書類」へ進んでください。

Q：事業はいつまでに終わらせる必要がありますか？

A：当該年度の3月31日までです。
3月31日までに経費の支払いや事後調査を実施し、実績報告書を提出してください

Q：事業を数年に分割して実施することは可能ですか？

A：本市において事業を複数年で実施することの必要性や計画性について審査し、必要と認められた場合は可能です。

Q：事業終了後に提出する資料等がありますか？

A：当該補助事業実施年度の翌年度から5年間、現況届（様式第11号）を提出していただく必要があります。